

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年度財政援助団体等監査及び平成24年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長等関係機関から通知があったので公表する。

平成25年10月31日

富津市監査委員 高橋 聖

富津市監査委員 福原 敏夫

【措置事項】

○ 平成23年度財政援助団体等監査

| 対象部局 | 監査結果 | 措置状況 |
|--|---|---|
| 公益財団法人 富津市施設利用 振興公社 | 指定管理業務について 指定管理者業務仕様書における業務内容のうち、次の施設について仕様書に基づいた業務の履行をされたい。 | |
| | (1) 体育施設 業務内容を総括した四半期総括書を作成し、富津市教育委員会に報告することとされているが、行われていない。 | 平成24年度より適正な措置を講じております。 |
| | 遊具の安全確保について | |
| | 業務委託による遊具の点検結果において、「重要な部分に異常または全体に老朽化。至急対処が必要」と判定されたものについては、使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的措置の方針を市と協議し、権限の範囲においてその実施に努められたい。 | 遊具の安全点検については、毎日の目視点検と年3回の職員による点検及び専門業者による点検を年1回実施しており、結果を富津市へ報告し、対処方法等協議し、適正な措置を講じてまいります。 |
| | 自主事業の拡充について | |
| | 現公社は、富津市及び千葉県の子会社の施設に係る指定管理事業が業務の主体となっているので、寄附行為第4条第1号及び第2号に規定する公益事業に係る資金の確保と事業の拡充について検討されたい。 | 自主事業については、平成23年度13事業、平成24年度17事業、平成25年度19事業を予定しており、今後においても拡充できるよう努力してまいります。 |
| 郵便切手受払簿の作成について | | |
| 郵便切手受払簿が備えられていないので、作成のうえ切手の受払い処理をされたい。 | 平成24年度より適正な措置を講じております。 | |

○ 平成24年度定期監査

| 対象部局 | 監査結果 | 措置状況 |
|------------|---|--|
| 水道部 業務課 | 量水器の経理について | |
| | 量水器については、平成23年度決算審査意見書でも指摘したとおり、取替資産としての経理をされるよう是正されたい。 | 平成24年度に、管理マニュアルを作成したことにより、今後適切な経理処理を行うよう移行してまいります。 |
| 水道部 工務課 | 建設仮勘定について | |
| | 建設仮勘定に計上されている業務委託について、資産性がないと認められるものがあるので是正されたい。 | 資産性の有無について確認し、今後は是正してまいります。 |
| 水道部 工務課 | 契約事務について | |
| | 業務委託契約書に定められている業務主任技術者の通知及び業務工程表の提出がされていないものがあるので、留意されたい。 | 契約書に定められている関係書類の提出については、適正に処理するよう周知徹底を図りました。 |